

玉野市営繕工事における週休2日促進工事实施要領

令和8年3月3日
財政部契約・財産管理課

玉野市営繕工事における週休2日促進工事实施要領を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、玉野市が発注する営繕工事において、建設現場における労働環境改善のため、週休2日促進工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

ア 完全週休2日(土日) 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所(現場休息)日に指定するものとする。

イ 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(週休2日の達成基準)

第3条 週休2日の達成基準は次のとおりとする。

(1) 完全週休2日(土日) 対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの

7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

2 前項において、現場閉所(現場休息)を土曜日及び日曜日としない場合においては、受発注者間で協議した指定曜日で判断するものとし、第一号の場合の指定曜日は同一の週内において変更するものとする。

3 現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 この実施要領は、玉野市が発注する営繕工事のうち、玉野市長が指定する工事に適用する。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明要項書に週休2日促進工事の対象工事である旨を明記するものとする。

3 週休2日対象外の工事は以下のとおり。

(1) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事

(2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法)

第5条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

2 週休2日促進工事の実施に当たっては、別に定める週休2日促進工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第6条 発注者は、週休2日工事において、月単位の週休2日の達成を前提に、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に補正係数1.02を乗じて工事費を積算して予定価格を作成するも

のとする。

(設計変更)

第7条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において完全週休2日（土日）を達成した場合は、前条の補正に加え、現場管理費に補正係数1.01を乗じるものとする。

2 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、前条の補正係数を1.00に変更するものとする。

3 前2項の規定は、玉野市工事請負契約約款第25条の規定に基づき契約変更する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。